

## 委託契約書（案）

委託者 福島県（以下「甲」という。）と受託者\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する。

### （契約の内容）

第1条 委託契約の内容は、次のとおりとする。

（1）業務の名称

福島県庁舎案内業務（以下「業務」という。）

（2）業務の内容

別紙「福島県庁舎案内業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）契約金額

金\_\_\_\_\_円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金\_\_\_\_\_円

（5）業務の場所

福島県庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号地内）

### （業務の履行）

第2条 乙は、この契約に定めるもののほか、仕様書に基づき、前条の業務を確実に実施しなければならない。

### （契約の保証）

第3条 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第228条第1項の規定により、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 乙は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。

3 乙は、財務規則第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。

4 甲は、乙が財務規則第229条第1項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

(調査等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施に関し乙に対して調査、又は指示を行い、若しくは報告を求めることができる。

(業務完了の報告)

第6条 乙は、毎月の業務が完了したときは、業務完了報告書(様式9)に県庁案内業務総括表(月別報告)(様式2)及び県庁案内業務従事者配置実績表(様式7)を添付し、遅滞なく甲に報告するものとする。

(検査及び補正)

第7条 甲は、前条の報告を受領した日から起算して10日以内に業務完了の検査を行うものとする。

2 前項及び第5条に定める調査の結果、乙の業務内容が適正を欠くと認められたときは、甲は乙に対し速やかに業務内容の是正を命じ、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(契約金額の請求及び支払い)

第8条 甲は、契約金額の12分の1に相当する額を月ごとに支払うものとする。なお、その分割金額に1円未満の端数があるときは、最終月の金額に合算するものとする。

2 乙は、甲による前条第1項の検査に合格した後、前項に定める金額を甲に請求するものとし、甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(遅延利息)

第9条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は乙から遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(協議解除)

第11条 甲は、行政上又は管理上の必要により、やむを得ない事由が生じたときは、この契約を解除することができる。ただし、この場合、甲は1か月以上前にその旨の予告をしなければならない。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲はその業務期間に応じて月割計算により、乙に委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が履行期間内に業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

- (5) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって

契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(損害賠償)

第14条 乙が業務を処理するにあたり損害を生じたときは、甲の責めに帰する事由又は天災地変その他不可抗力と認められる場合のほか、乙の負担とする。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律

第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

- 2 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後もまた同様とする。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、福島地方裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

この契約の証として本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 福島市杉妻町2番16号  
福島県  
福島県知事 内堀 雅雄

(乙) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当

該個人情報復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。